(ニ)　カジノ事業者は、顧客が特定資金貸付契約の返済期限までに貸付金を返済しなかったときは、当該顧客に対し、その延滞した額につき年一四・六パーセントの割合で返済期限の翌日から起算して返済の日の前日までの日数によって計算した額の範囲内において、違約金の支払を請求することができることとした。（第八五条第四項関係）

(ホ)　カジノ事業者は、特定資金貸付契約に基づく債務を主たる債務とする保証契約を締結してはならないこととした。（第八五条第五項関係）

リ　返済能力に関する調査等

カジノ事業者は、特定資金貸付契約を締結しようとするときは、顧客の返済能力に関する事項を調査し、その結果に基づいて貸付けの金額に係る限度額を顧客ごとに定めなければならないこととした。また、カジノ事業者は、当該限度額を超えて貸付けをすることを内容とする特定資金貸付契約を締結してはならないこととした。（第八六条関係）

ヌ　個人信用情報の提供等

(イ)　カジノ事業者は、当該カジノ事業者に対して信用情報（顧客の借入金の返済能力に関する情報をいう。以下同じ。）の提供をすることを内容とする契約（以下「信用情報提供契約」という。）を指定信用情報機関（貸金業法第四一条の一三第一項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）と締結したときは、遅滞なく、当該信用情報提供契約の締結前に締結した特定資金貸付契約で当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付けの残高があるものに係る契約年月日、貸付けの金額等の事項（以下「個人信用情報」という。）を当該指定信用情報機関に提供しなければならないこととした。（第八七条第一項関係）

(ロ)　カジノ事業者は、特定資金貸付契約を締結したときは、遅滞なく、当該特定資金貸付契約に係る個人信用情報を信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関（以下「契約指定信用情報機関」という。）に提供しなければならないこととした。（第八七条第二項関係）

(ハ)　カジノ事業者は、契約指定信用情報機関に顧客に係る信用情報の提供の依頼等をしようとするときは、当該顧客から同意を得なければならないこととした。（第八七条第四項及び第五項関係）

(ニ)　カジノ事業者及びその行う特定資金貸付業務に従事する従業者等は、当該カジノ事業者から貸付けを受けようとする顧客の金銭債務の弁済能力に関する調査以外の目的のために契約指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼等をしてはならないこととした。（第八七条第八項及び第九項関係）

ル　取立て行為の規制

カジノ事業者又は特定資金貸付契約に基づく債権の取立てについて当該カジノ事業者から委託を受けた者（当該者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）は、特定資金貸付契約に基づく債権の取立てをするに当たっては、人を威迫し、又は人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動をしてはならないこととした。（第八八条関係）

ヲ　債権を譲り受けた者への規制

ル等の規定は、特定資金貸付契約に基づく債権を譲り受けた者について準用することとした。（第九〇条関係）

(5)

イ　カジノ行為区画内関連業務等

カジノ事業者は、カジノ施設においては、カジノ業務のほか、カジノ管理委員会の承認を受けたカジノ行為区画内関連業務に限り、行うことができることとした。また、カジノ事業者が当該承認を受けて行うカジノ行為区画内関連業務については、風俗営業適正化法の規定は、適用しないこととした。（第九一条関係）

ロ　カジノ事業者は、(6)のハの認可を受けた契約に基づき当該契約の相手方が物品の給付又は役務の提供をする場合（(6)のチの認可を受けた許諾に係る再委託により当該再委託を受けた者が物品の給付又は役務の提供をする場合を含む。）を除き、カジノ施設において、当該カジノ事業者以外の者に入場者に対する物品の給付又は役務の提供をさせてはならないこととした。また、カジノ事業者以外の者は、当該場合を除き、カジノ施設において、入場者に対し物品の給付又は役務の提供をしてはならないこととした。（第九二条関係）

(6)

イ　カジノ事業者が行う業務に係る契約

カジノ事業者は、カジノ関連機器等の保守又は修理その他の管理に係る業務等の一部の業務を除き、カジノ業務を他の者に委託してはならないこととした。（第九三条関係）

ロ　カジノ事業者は、その行う業務に関し、次のいずれにも該当する契約以外の契約（カジノ施設利用約款に基づく契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下(6)において同じ。）を締結してはならないこととした。（第九四条関係）

(イ)　契約が、相手方が十分な社会的信用を有する者であること等の基準に適合すること。

(ロ)　契約の相手方が契約を締結してはならない者として定める者のいずれにも該当しない者であること。

ハ　カジノ事業者は、カジノ業務に係る契約又はカジノ行為区画内関連業務に係る契約等の契約を締結しようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないこととした。（第九五条関係）

ニ　カジノ管理委員会は、ハの認可の申請があったときは、当該申請に係る契約がロの(イ)の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととした。（第九六条第一項関係）

ホ　ハの認可をしてはならない契約の相手方をロの(ロ)に規定する者とすることとした。（第九七条第二項関係）

ヘ　カジノ管理委員会は、ハの認可をした契約について、偽りその他不正の手段により当該認可を受けたこと等の事実が判明したときは、当該認可を取り消すことができることとした。（第九八条関係）

ト　カジノ事業者は、ハの契約以外の契約であって、カジノ事業の健全な運営に影響を及ぼす業務としてカジノ管理委員会規則で定めるものに係るもの等の契約を締結したときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならないこととした。（第九九条関係）

チ　カジノ事業者は、再委託に係る契約の許諾をしようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないこととした。（第一〇〇条関係）

リ　カジノ管理委員会は、チの認可の申請があったときは、当該申請に係る再委託に係る契約が、当該再委託に係る契約の相手方が十分な社会的信用を有する者であること等の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととした。（第一〇一条第一項関係）

ヌ　チの認可をしてはならない再委託に係る契約の相手方を定めることとした。（第一〇一条第二項関係）

ル　ヘ等の規定は、チの認可について準用することとした。（第一〇一条第三項関係）

ヲ　カジノ事業者は、契約に係る規定を遵守するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。（第一〇二条関係）

(7)

イ　取引時確認等の措置

犯罪による収益の移転防止のための措置

カジノ事業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第一一条の規定にかかわらず、取引時確認等の措置（同条に